自然災害により自動車に被害を受けられた方へ (自動車重量税関係)

平成29年4月 国 税 庁

災害により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

平成29年4月に租税特別措置法の一部が改正され、自動車重量税について次のような還付措置が設けられました。

〇 被災自動車に係る自動車重量税の還付

自動車検査証の有効期間内に自然災害^(※1)により被害を受けて廃車となった被災自動車^(※2)の所有者の方は、運輸支局(自動車検査登録事務所)又は軽自動車検査協会事務所(以下「運輸支局又は軽自動車検査協会」といいます。)において自動車の永久抹消登録又は滅失・解体の届出(以下「永久抹消登録等」といいます。)の手続を行い、自動車重量税の還付申請書を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます^(※3)。

- ※1 自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害のうち、被災者生活再建支援法の適用を受ける災害をいいます。
- ※2 被災自動車とは、例えば以下のような理由により、永久抹消登録等の手続を行った自動車をいいます。
 - ・ 洪水などにより、水に浸り使用できなくなった
 - 車庫の倒壊などにより車体が破損してしまい使用できなくなった

還付申請書の提出先

被災自動車の所有者の方は、自動車重量税の還付申請書を当該被災自動車に係る<u>自然災害の</u> 発生した日から5年以内に運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口に提出してください。

なお、還付申請書の提出に当たっては、同時に自動車の永久抹消登録等の手続を行う必要があります。ナンバープレートを管轄する運輸支局又は軽自動車検査協会において、永久抹消登録等の手続と還付申請書の提出を併せて行ってください。

還付を受けられる金額

納付した自動車重量税額のうち、車検残存期間(自然災害の発生した日から自動車検査証の有効期間満了の日までの月数)に応じ、以下により計算した金額が還付されます。

還付金額 = 納付した自動車重量税額 ÷ 車検証の有効期間 × 車検残存期間

※ 車検残存期間が1か月以上あるものが還付の対象です。

車検残存期間の計算において、1か月未満の日数は切捨てとなります(例:1か月と15日⇒1か月)。

〇 自動車重量税の還付について、ご不明な点や更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、以下にお問合せください。

【自動車重量税の還付措置の内容】

住所地等を管轄する国税局消費税課(沖縄国税事務所においては間税課)

【自動車の永久抹消登録等の手続】

最寄りの運輸支局又は軽自動車検査協会

○ 国税庁ホームページでは、災害により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット等 を掲載しています。

国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】

このほか、永久抹消登録等の手続については、以下のホームページをご覧ください。 国土交通省ホームページ【www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/inspect.htm】 軽自動車検査協会ホームページ 【www.keikenkyo.or.jp】

また、被災者生活再建支援法の適用状況については、内閣府ホームページをご覧ください。 内閣府ホームページ【www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya_jyoukyou.html】